

山口県報

令和5年
11月21日
(火曜日)

目 次

○公告

公共測量の実施（監理課）



(三三二) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

二 作業の地域

山陽小野田市

三 作業の期間

令和五年十一月七日から令和六年三月十五日まで

令和五年十一月二十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市